

○裾野市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

令和7年3月11日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、裾野市(以下「市」という。)が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者(原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。第4条を除き、以下「受注者」という。)が、公共工事に係る工事請負代金債権(以下「債権」という。)の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における、裾野市建設工事請負契約約款(以下「工事約款」という。)第5条第1項ただし書の規定による債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、次に掲げる工事を除く工事とする。

(1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 次に掲げる工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為又は繰越工事であって、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事

(3) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は同令第167条の10の2第2項(同令第167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(5) 市が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される債権の額(以下「譲渡債権額」という。)は、当該工事が完成した場合においては、工事約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該

工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第47条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 当該工事請負契約の変更契約等により工事請負代金額に増減を生じた場合には、承諾に係る工事請負代金額及び譲渡債権額は変更後の額とする。

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が被保証者として適当と認められる民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業(中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 債権譲渡の承諾申請に際しては、受注者と債権譲渡先が共同して次の各号に掲げる申請書類を市に提出するものとする。この場合において、書類の提出は市に持参するものとし、郵送による提出は認めないものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号。以下「承諾依頼書」という。) 1通
- (2) 工事履行報告書(様式第2号。以下「履行報告書」という。) 1通
- (3) 受注者と債権譲渡先の締結済みの債権譲渡契約証書の写し 1通
- (4) 保証委託契約約款等において債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通
- (5) 発行日から3箇月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (6) 振興基金が発行する債務保証承諾書の写し 1通

(債権譲渡の承諾時期)

第6条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来形が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

- 2 前項の規定による承諾に当たっての工事の出来形の確認については、受注者が作成した月別の工事進捗率を記した履行報告書の受領をもって足りるものとする。

(債権譲渡の承諾基準)

第7条 債権譲渡は、次の各号に掲げる事項の全てが確認された場合に承諾するものとする。

- (1) 次に掲げる事項の全てを満たす承諾依頼書が提出されていること。
 - ア 定められた必要事項の全てが記載されていること。
 - イ 受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、当該工事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること。
 - ウ 債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書の写しに記載されている被保証者名と一致していること。
 - エ 工事名、工事箇所、契約締結日及び工期に誤りがなく、かつ、第2条に規定する債権譲渡の対象工事であること。
 - オ 工事請負代金額、支払済みの前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時点の譲渡債権額が、当該工事請負契約に基づき受注者が請求することができる債権と一致していること。
- (2) 次に掲げる事項の全てを満たす履行報告書が提出されていること。
 - ア 実施工程の進捗率が、2分の1以上であること。
 - イ 受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、承諾依頼書のもので一致していること。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、承諾依頼書のもので一致している締結済みの債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。
- (4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保証委託契約約款等により債権の譲渡につき承諾が義務付けられている場合は、次に掲げる事項の全てを満たす当該譲渡に関する保証人等の承諾書が提出されていること。
 - ア 第5条の規定により提出された申請書類の内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであること。
 - イ 市に提出済みの保証委託契約約款等と記載内容が一致していること。
- (5) 発行日から3箇月以内の印鑑証明書の原本が提出されていること。
- (6) 振興基金が債権譲渡先に対して発行した保証事業についての債務保証承諾書の写しが提出されていること。
- (7) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事約款第44条各号若しくは第44条の2各号に該当するおそれがないこと。

(8) 受注者及び債権譲渡先が当該債権を有する者であること。

(債権譲渡の承諾手続)

第8条 市は、第5条に規定する申請書類の提出を受けたときは、前条に規定する事項等を確認した上で、やむを得ない事情がある場合を除き、7日以内に債権譲渡の承諾のための手続を行うものとする。

2 市は、債権譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾書(様式第3号)を受注者及び債権譲渡先にそれぞれ1通を交付するものとする。

3 市は、債権譲渡整理簿(様式第4号)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 市は、第5条に規定する適正な申請書類等の提出がない場合又は第7条に規定する承諾基準に満たない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、速やかに、受注者及び債権譲渡先に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(出来形の確認)

第10条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来形確認が必要な場合は、債権譲渡先は、当該出来形確認を行うものとする。

2 前項による出来形確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡先は、工事出来形査定協力依頼書(様式第6号)を市に提出するものとする。

3 市は、前項の工事出来形査定協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で債権譲渡先の工事現場への立入りを承認するものとする。

(融資実行の報告書の要求)

第11条 債権譲渡の承諾後、受注者及び債権譲渡先は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書(様式第7号)を市に提出するものとする。

(請負代金等の請求)

第12条 債権譲渡先は、工事請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金及び工事請負代金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、請負代金等の支払いを請求することができるものとする。なお、債権譲渡承諾後は、受注者は請負代金等の請求をすることができない。

2 前項の規定により、債権譲渡先が、請負代金等の支払いを請求するときは、次に掲げる

書類を市に提出するものとする。

(1) 請求書 1通

(2) 債権譲渡承諾書の写し 1通

(請求書類の確認及び請負代金等の支払い)

第13条 市は、前条第2項の規定による書類が提出された場合は、債権譲渡先の請求権及び債権金額等を確認し、所定の手続を経て請負代金等を支払うものとする。

(様式類の整備)

第14条 保証事業を実施するに当たって必要な債権譲渡先における取扱いや契約書その他の様式類等でこの要領に定めのないもの(金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等をいう。)は、保証事業の監督官庁や振興基金が定め、又は当該債権譲渡先が、当該債権譲渡先の監督官庁、保証事業の監督官庁若しくは振興基金と協議の上、必要な手続を経て定めるものとする。

(不正時の対応)

第15条 保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁、振興基金、捜査機関等が、受注者又は債権譲渡先が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、市は、当該不正を行った受注者又は債権譲渡先を、この要領による債権譲渡承諾の対象から除外するものとする。

2 受注者又は債権譲渡先が市に提出した書類等が、明らかに偽造、改ざん等がなされた不正なものであったときは、市は、保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

(その他)

第16条 この制度は、健全な受注者が積極的に活用すべきもので、市は、受注者が債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状況が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをしないものとする。

2 受注者の工事完成引渡債務は、この制度に係る債権譲渡によって、一切軽減されるものではない。

3 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に市と契約を締結するものから適用する。

(失効)

2 この訓令は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。